

事業別計画例

I 年次計画策定・調査事業【必須事業】	
1 計画策定事業の実施	【必須事業】 ・労働環境向上検討委員会の開催
2 各種調査事業の実施	【1年目は事業開始時点調査の実施が必須】 (調査の例) (・雇用管理状況調査 ・業界イメージ調査 ・従業員意識調査 ・賃金実態調査 ・事業主意識調査 ・労働時間実態調査 ・企業実態調査 ・他の業界実態調査 ・福利厚生実態調査 ・Uターン関連調査 ・安全パトロール)
3 事業の成果の分析検討の実施	【2年目の助成金の受給資格認定申請を行う場合は1年目の中小企業労働環境向上事業において必須事業】 ・実施事業成果検討会の開催
11 団体広報誌の作成配布	・各種事業取組状況及び成果等の周知のための部内広報誌の作成配布
20 フォローアップ調査事業の実施	【以下の2点は必須事業】 ・中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査(様式第16号による終了時調査) ・「2 各種調査事業」のうち事業開始時点調査のフォローアップとして同一の調査を実施し、事業の前後の調査結果を比較 (調査の例:再掲) (・雇用管理状況調査 ・業界イメージ調査 ・従業員意識調査 ・賃金実態調査 ・事業主意識調査 ・労働時間実態調査 ・企業実態調査 ・他の業界実態調査 ・福利厚生実態調査 ・Uターン関連調査 ・安全パトロール)
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

II 安定的雇用確保事業【選択必須事業: III 職場定着事業とのいずれかを実施】	
4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布	・募集、採用マニュアル ・募集、採用活動改善好事例集 ・雇用管理改善マニュアル ・就業規則マニュアル ・モデルキャリアプラン ・賃金関係資料 ・福利厚生関係資料 ・雇用環境改善好事例集
5-1 各種セミナー・研究会の実施	・募集、採用関係 ・雇用管理改善関係 ・就業規則関係 ・賃金関係 ・従業員研修 ・新入社員研修 ・労働時間短縮関係 ・女性、高齢者活用関係(両立支援体制等)
6-1 モデル企業等見学会の実施	・職場改善推進モデル企業見学会
7 異業種団体等交流会の実施	
8 部外セミナー等派遣	・募集、採用関係 ・雇用管理改善関係 ・就業規則関係 ・賃金関係 ・従業員教育関係 ・新入社員教育関係 ・労働時間短縮関係 ・女性、高齢者活用関係(両立支援体制等)
9 各種相談会等の実施	・募集、採用活動改善相談会 ・雇用環境改善相談会 ・関係機関との相談会
10 労働者のモラル向上のための事業	・合同入社式 ・健康診断(法定健康診断以外の検査が対象)
11 団体広報誌の作成配布	・対外広報誌の作成配布 ・パンフレットの作成配布 ・リーフレットの作成配布
12 ポスターの作成配布	・募集、採用に係るポスターの作成 ・雇用管理改善の取組促進ポスターの作成
13 雇用ガイドブック等の作成配布	・雇用ガイドブックの作成配布 ・他の情報誌等への掲載 ・ホームページ等の作成(更新は対象外)
14 団体紹介新聞広告の掲載	
15 団体紹介ビデオフィルムの作成配布	
16 集団説明会等共同活動の実施	・合同会社説明会 ・学校訪問 ・職場体験学習 ・進路指導担当者等との懇談会 ・採用内定者と事業主との懇談会
17 業界PRのための各種催物等の実施	・催物の実施 ・他の催物への参加 (当該団体又は構成事業主の事業内容の紹介等の要素を含む場合のみを対象とする)
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

III 職場定着事業【選択必須事業: II 安定的雇用確保事業とのいずれかを実施】	
4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布	・雇用管理改善マニュアル ・就業規則マニュアル ・労働時間短縮マニュアル ・モデルキャリアプラン ・福利厚生関係資料 ・雇用環境改善好事例集 ・退職金規程マニュアル ・技能伝承マニュアル
5-1 各種セミナー・研究会の実施	・雇用管理改善関係 ・就業規則関係 ・企業活性化関係 ・賃金関係 ・従業員研修 ・退職金関係 ・安全衛生関係 ・育児、介護休業法等法律関係 ・労働時間短縮関係 ・作業負荷軽減技術導入関係 ・女性、高齢者活用関係(両立支援体制等) ・セクシュアルハラスメント防止関係
6-1 モデル企業等見学会の実施	・職場改善推進モデル企業見学会
7 異業種団体等交流会の実施	
8 部外セミナー等派遣	・雇用管理改善関係 ・就業規則関係 ・企業活性化関係 ・賃金関係 ・従業員教育関係 ・退職金制度関係 ・安全衛生関係 ・育児、介護休業法等法律関係 ・労働時間短縮関係 ・作業負荷軽減技術導入関係 ・女性、高齢者活用関係(両立支援体制等) ・セクシュアルハラスメント防止関係
9 各種相談会等の実施	・雇用環境改善相談会 ・関係機関との相談会 ・退職金制度整備相談会
10 労働者のモラル向上のための事業	・従業員表彰 ・各種コンクール(熟練技能コンクール等) ・健康診断(法定健康診断以外の検査が対象)
11 団体広報誌の作成配布	・雇用管理改善の取組促進のための部内広報誌の作成配布
12 ポスターの作成配布	・雇用管理改善の取組促進ポスターの作成

18 職業相談事業の実施	【必須事業】 (事業の例) 〔 ・職業相談者の配置 ・職業相談室の運営 ・職業相談会の実施 ・職業相談マニュアル 〕
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

IV モデル事業普及活動事業【必須事業】	
3 事業の成果の分析検討の実施	・実施事業成果検討会の開催
4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布	・作成したマニュアル等を構成中小企業者に配布するために作成
5-2 各種セミナー・研究会の実施	・雇用管理に関するレベルアップセミナー又は普及セミナーの開催（対象者は、事業主、採用担当者、雇用管理改善担当者、人事担当者、管理監督者）
6-2 モデル企業等見学会の実施	・構成中小企業者のうち、事業の実施によって雇用管理の改善が進んだモデル企業の見学
11 団体広報誌の作成配布	・構成中小企業者に対し、事業の実施状況及び成果等を周知するための広報誌の作成配布
12 ポスターの作成配布	・構成中小企業者に対し、事業の成果を周知し雇用管理改善の必要性を啓発するためのポスターの作成
19 モデル事業説明会の実施	・募集、採用活動に関する普及活動事業 ・雇用管理改善に関する普及活動事業 ・募集、採用活動に関するモデル事業説明会の実施 ・雇用管理改善に関するモデル事業説明会の実施 ・モデル事業報告会の実施
21 中小企業労働環境向上事業実施報告書の作成配布	・まとめとなる事業実施状況報告書の作成配布
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

※ 「I 年次計画策定・調査事業」は、必須事業であること。うち、「1 計画策定事業の実施」及び「20 フォローアップ調査事業の実施」については必須事業であること。さらに、1年目の中小企業労働環境向上事業開始時には「2 各種調査事業の実施」に該当する調査として、事業開始時点（認定申請書提出後）の調査を行うこと。

なお、中小企業労働環境向上事業の事業実施期間を延長し、2年目の助成金の受給資格認定申請を行う場合は、1年目の中小企業労働環境向上事業として「3 事業の成果の分析検討の実施」及び「20 フォローアップ調査事業の実施」を実施し、中小企業労働環境向上事業を継続して実施することが望ましいという検討結果を得るとともに、2年目の事業実施期間にどのような事業を実施すべきかを分析検討した上で、認定申請を行うこと。

※ 「II 安定的雇用確保事業」及び「III 職場定着事業」については、いずれか一つについて必ず実施すること。

※ 「IV モデル事業普及活動事業」は、必須事業であること。

また、次の4事業については、モデル事業普及活動事業の目的である「中小企業労働環境向上事業の実施に関する成果・ノウハウ等を他の事業所へ普及、活用等を図る」に合致する内容の場合は、当該事業において実施すること。

- ① 「3 事業の成果の分析検討の実施」
- ② 「4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布」
- ③ 「11 団体広報誌の作成配布」
- ④ 「12 ポスターの作成配布」